

計 画 書

福津準都市計画特定用途制限地域の決定（福津市決定）

都市計画特定用途制限地域を次のように決定する。

種類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	備考
勝浦・津屋崎地区	約 681.0ha	1 建築基準法（以下、「法」という。）別表第 2（へ）項第 1 号から第 5 号までに掲げるもの（作業場の床面積の合計が 150 m²を超えない自動車修理工場及び農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの（建築基準法施行令（以下、「令」という。）第 130 条の 9 の 3 で定めるものを除く。）を除く。） 2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 3 カラオケボックスその他これに類するもの 4 法別表第 2（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの（令第 130 条の 7 の 2 で定めるもの及び農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの（令第 130 条の 9 の 3 で定めるものを除く。）を除く。） 5 令第 130 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に掲げる産業廃棄物処理施設 6 法別表第 2（ぬ）項第 3 号（13）又は（13 の 2）の用途に供する工作物 7 法別表第 2（る）項第 1 号（21）の用途に供する工作物	
観光地区	約 29.3ha	1 令第 130 条の 7 で定める規模の畜舎 2 法別表第 2（へ）項第 1 号、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に掲げるもの（作業場の床面積の合計が 150 m²を超えない自動車修理工場及び農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの（令第 130 条の 9 の 3 で定めるものを除く。）を除く。） 3 法別表第 2（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの（令第 130 条の 7 の 2 で定めるもの及び農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの（令第 130 条の 9 の 3 で定めるものを除く。）を除く。） 4 令第 130 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に掲げる産業廃棄物処理施設 5 法別表第 2（ぬ）項第 3 号（13）又は（13 の 2）の用途に供する工作物 6 法別表第 2（る）項第 1 号（21）の用途に供する工作物	
上西郷地区	約 447.7ha	1 法別表第 2（は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が 3,000 m²を超えるもの（令第 130 条の 7 の 2 で定めるもの及び農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの（令第 130 条の 9 の 3 で定めるものを除く。）を除く。）	

		2 自動車車庫で床面積の合計が 300 m ² を超えるもの又は 3 階以上の部分にあるもの(建築物に附属するもので令第 130 条の 8 で定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。) 3 倉庫業を営む倉庫(農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの(令第 130 条の 9 の 3 で定めるものを除く。)を除く。) 4 法別表第 2 (る) 項第 1 号 (1) から (3) まで、(11) 又は (12) の物品の貯蔵又は処理に供するもので令 130 条の 9 で定めるもの 5 法別表第 2 (り) 項に掲げるもの(法別表第 2 (ぬ) 項第 2 号に掲げるものを除く。) 6 令第 130 条の 2 の 2 第 1 項第 2 号に掲げる産業廃棄物処理施設 7 法別表第 2 (ぬ) 項第 3 号 (13) 又は (13 の 2) の用途に供する工作物 8 法別表第 2 (る) 項第 1 号 (21) の用途に供する工作物	
計	約 1158.0ha		

※制限すべき特定の建築物等の用途の詳細については、「福津市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例」において定める。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」